

吉備町・金屋町・清水町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 吉備町・金屋町・清水町合併協議会幹事会規程（以下「規程」という。）
第7条第2項の規定に基づき、吉備町・金屋町・清水町合併協議会専門部会
（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 書 記 1名

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 書記は、専門部会における事務を処理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて部会長が招集するものとする。
2 部会長は、会議の議長となる。
3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。

別表（第3条関係）専門部会委員

専門部会名	関係所轄課（室）等			構成委員
	吉備町	金屋町	清水町	
総 務	総務課 出納室	総務課 出納室	総務課 出納室	原則 課室等の長
企 画	企画室	企画課	企画振興課 総務課	
税 務	税務課	税務課	税務課	
住 民	住民課	住民課	住民環境課	
生活環境	社会福祉課	福祉課	福祉保健課	
健康・福祉	健康対策課 社会福祉課	福祉課	福祉保健課	
産 業	産業課	産業課	産業課	
建 設	建設課	建設課	建設課	
地 籍	地籍調査室	地籍調査課	地籍調査課	
上下水道	水道課 下水道課	水道課	住民環境課	
教 育	学校教育課 社会教育課	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局	
議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	